

宮古島市教育大綱

平成27年11月

宮 古 島 市

宮古島市教育大綱

1. 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が、平成27年4月から施行され、新たな時代に対応した教育の在り方について、地域の実情に即した教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の策定が求められている。

宮古島市は、市町村合併により、行政組織が再編成されたこと、地方分権が大幅に進展しつつあること、少子・高齢化の急速な進展に伴い核家族化が進みつつあること等、社会情勢は大きく変化している。

このような中、幼児教育は、人格形成の基礎を培う重要性を踏まえ、その充実を図るとともに、幼稚園における子育て支援への取り組みが求められている。

学校教育においては、学力向上への取り組み、増加傾向にある複式学級への対応及び環境学習導入等への的確な対応が求められている。

社会教育については、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応える学習の機会の提供及び関連施設の充実とともに青少年の健全育成を図る必要がある。

併せて、スポーツ及び文化の振興に努めていく必要がある。

そのため、本大綱を策定し、教育行政の指針とする。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

3. 基本理念

宮古島市総合計画では、教育・文化に係る基本目標として「個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島」を掲げている。

これを踏まえ、沖縄県教育振興基本計画との整合性を図りつつ、『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念とする。

4. 目 標

基本理念に沿って次に掲げる3つを目標に施策を推進する。

○幼児・児童・生徒の自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指す。

○誇りある郷土文化の継承・普及に寄与するとともに、島の未来を拓く

新たな時代に対応できる創造性溢れる人材育成を目指す。

○学校・家庭・地域社会が相互に連携を密にし、生涯学習社会の実現を目指す。

5. 重点施策

基本理念に基づく目標達成に向け、幼児及び学校教育並びに社会教育の重点施策を推進する。

(1) 幼児教育

【基本方針】

人格形成の基礎を培う幼児教育及び幼稚園における子育て支援活動の充実を図る。

(ア) 幼稚園教育の質の向上と多様な教育活動の充実を図り、各幼稚園の特色ある教育を推進する。

(イ) 幼児期の教育に関する相談や保護者間の交流など、子育て支援活動を推進する。

(ウ) 教育課程外保育（預かり保育）の充実を図るとともに、認定こども園等幼児教育と保育を総合的に提供するための仕組みづくりに取り組む。

(エ) 幼稚園教諭の研修等の充実を図る。

(オ) 保育所や小学校と連携した研修会や行事を通し、相互理解を深める。

(2) 学校教育

【基本方針】

健康で、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな想像力を有する人間性豊かな児童・生徒の育成を目指す。

①義務教育

(ア) 小中一貫校の推進等、創意ある教育課程の編成及び特色ある教育活動を展開し、開かれた学校づくりを推進する。

(イ) キャリア教育の視点を踏まえた確かな学力の育成を推進する。

(ウ) 生命を大切にし、豊かな心・健やかな体の育成を推進する。

(エ) 外国語教育の充実を図り、国際性豊かな人材育成を推進する。

(オ) 関係機関と連携し、教育相談体制の整備・充実に努める。

②教職員の資質向上

- (ア) 教育に関する実践的研究の取り組みの強化及び研修の拡充を図る。
- (イ) 児童・生徒の理解力向上のための指導方法の創意工夫を図る。

③家庭教育の充実

- (ア) 学校と家庭の連携を図り、家庭での学習支援を推進する。

④教育環境の整備

- (ア) 学校規模適正化や新たな教育課程に対応した施設の整備及び維持管理を図る。
- (イ) 学校給食施設の整理統合を推進する。

(3) 社会教育

【基本方針】

市民の学習ニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設の充実及び指導者の養成・確保を図る。
併せて、文化・芸術活動の推進及び文化財の保存活用に努める。

①社会教育

- (ア) 市民のニーズに対応した学習活動の支援及び学習成果の発表の場を提供し社会教育活動の充実を図る。
- (イ) 青少年団体、女性団体及びP T A等社会教育関係団体の育成及び活動を促進する。
- (ウ) 図書館機能の充実と図書資料及び生涯学習人材登録（リーダーバンク）の充実を図る。

②青少年の健全育成

- (ア) 家庭、学校、地域及び関連機関と連携し、児童・生徒の非行防止に努める。
- (イ) 青少年問題協議会の活動を強化し、青少年を取り巻く諸問題の解決に努める。
- (ウ) 学習やスポーツ・文化活動等の体験活動を推進して放課後子ども教室の充実を図るとともに総合的な放課後対策に取り組む。

③スポーツの振興

(ア)生涯スポーツの推進

- ・社会体育指導員の充実を図るとともに総合型スポーツクラブの育成を図る。
- ・スポーツ施設の充実と市民の利活用を促進する。

(イ)競技スポーツの推進

- ・競技者のレベル向上のための各種競技大会を積極的に誘致する。
- ・競技力向上のための講師招聘及び実技指導に努める。
- ・各種スポーツ団体の活動を支援し、スポーツ人口の拡大を図る。

④文化の振興

(ア)文化・芸術活動の充実

- ・文化・芸術施設を充実させ、豊かな創造性と情操の育成を図る。
- ・地域文化の保存継承と新たな文化の創造に努める。

(イ)文化財の保存と活用

- ・文化財に関する資料の収集・保管・調査研究等を行うとともに文化財保護思想の普及、啓発に努める。
- ・地域に伝わる祭事や風俗、伝統芸能や伝統工芸を支える技能・技術の保存に向け、伝承者の育成を支援する。
- ・文化財の保存と周辺環境整備に努める。